

○文部科学省令第三十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣 下村 博文

大学設置基準等の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章 雑則（第五十条―第五十三条）」を

「第十一章 国際連携学科に関する特例（第五
第十二章 雑則（第五十七条―第六十条）」

十条―第五十六条）

に改める。

「

第六条第二項中「単に」を削り、「という。」の下に「及び第五十条第一項に規定する国際連携学科

」を加える。

第十条第一項中「及び第四十六条第一項」を「、第四十六条第一項及び第五十五条」に改める。

第十八条第一項中「第五十条」を「第五十七条」に改める。

第十一章中第五十三条を第六十条とし、第五十条から第五十二条までを七条ずつ繰り下げる。

第十一章を第十二章とし、第十章の次に次の一章を加える。

第十一章 国際連携学科に関する特例

(国際連携学科の設置)

第五十条 大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部において、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（第

五条の課程を含む。）（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

2 大学は、学部において国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科の収容定員は、当該学科を設ける学部の収容定員の二割（一の学部に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学部の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるも

のとする。

(国際連携教育課程の編成)

第五十一条 国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学と連携した教育課程（通信教育に係るものを除く。）（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(共同開設科目)

第五十二条 国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、連携外国大学と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携学科を設ける大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開

設した場合、当該大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位を超えない範囲で、当該大学又は連携外国大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学において修得した単位数が、第五十四条第一項及び第二項の規定により連携外国大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第五十三条 国際連携学科を設ける大学は、学生が連携外国大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位(第三十二条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。)を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第五十四条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項又は第四項に定めるものほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上(薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを履修する課程

にあつては九十三単位以上、獣医学を履修する課程にあつては九十一単位以上）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により九十四単位以上（同項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位以上を修得することとする。

3 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携学科に係る専任教員数）

第五十五条 国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第十三条に定める学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。
(国際連携学科に係る施設及び設備)

第五十六条 第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条から第四十条までの規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

(大学院設置基準の一部改正)

第二条 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

「第十一章 国際連携専攻に関する特例(第
目次中「第十一章 雑則(第三十五条―第三十八条)」を

第十二章 雑則(第四十二条―第四十五条

三十五条―第四十一条)

に改める。

第七条の二中「単に」を削り、「という。」の下に「及び第三十六条第一項に規定する国際連携教育課程（第十三条第二項及び第二十三条の二において「国際連携教育課程」という。）」を加える。

第七条の三第二項中「する専攻」の下に「及び第三十五条第一項に規定する国際連携専攻」を加える。

第十条第二項中「第三十七条」を「第四十四条」に改める。

第十三条第二項中「受けるもの」の下に「及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるもの」を加える。

第十五条中「された国際連合大学」の下に「（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）」を加える。

第十七条第二項及び第三項中「前条ただし書」を「第十六条ただし書」に改める。

第二十三条の二中「共同教育課程」の下に「及び国際連携教育課程」を加える。

第十一章中第三十八条を第四十五条とし、第三十五条から第三十七条までを七条ずつ繰り下げる。

第十一章を第十二章とし、第十章の次に次の一章を加える。

第十一章 国際連携専攻に関する特例

(国際連携専攻の設置)

第三十五条 大学院は、その研究科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、研究科に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学院（国際連合大学を含む。以下同じ。

）と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を設けることができる。

2 大学院は、研究科に国際連携専攻のみを設けることはできない。

3 国際連携専攻の收容定員は、当該専攻を設ける研究科の收容定員の二割（一の研究科に複数の国際連携専攻を設けるときは、それらの收容定員の合計が当該研究科の收容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第三十六条 国際連携専攻を設ける大学院は、第十一条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する

授業科目を当該大学院の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程（通信教育に係るものを除く。）（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。

2 国際連携専攻を設ける大学院は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（共同開設科目）

第三十七条 国際連携専攻を設ける大学院は、第十一条第一項の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携専攻を設ける大学院が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、五単位を超えない範囲で、当該大学院又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項及び第二項の規定により連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定等)

第三十八条 国際連携専攻を設ける大学院は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻を設ける大学院は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第三十九条 国際連携教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条(第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程にあつては、第十六条及び第十六条の二)に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 国際連携教育課程である博士課程の修了の要件(第十七条第三項本文に規定する場合を除く。)は、

第十七条（第三項を除く。）に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3 前二項の規定により国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において読み替えて準用する大学設置基準第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条において準用する同省令第三十条第一項又は前条第一項の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携専攻に係る専任教員数）

第四十条 国際連携専攻を置く研究科に係る専任教員の数のうち一人（一の研究科に複数の国際連携専攻を置く場合には、一の国際連携専攻ごとに一人）を大学設置基準第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。

2 第九条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻の教員であつて同項の規定により専攻ごとに置く教

員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該専攻を置く研究科の他の専攻の教員であつて同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねることができる。

(国際連携専攻に係る施設及び設備)

第四十一条 第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、国際連携専攻に係る施設及び設備については、当該専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける大学院が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

(短期大学設置基準の一部改正)

第三条 短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章 雑則(第四十三条―第四十五条)」を「第十一章 国際連携学科に関する特例(第十二章 雑則(第五十条―第五十二条))」を

四十三条―第四十九条)

に改める。

第四条第二項中「第四十三条」を「第五十条」に改める。

第二十二条の二第一項中「及び第三十九条第一項」を「、第三十九条第一項及び第四十八条」に改める。

第十一章中第四十五条を第五十二条とし、第四十四条を第五十一条とし、第四十三条を第五十条とする。

第十一章を第十二章とし、第十章の次に次の一章を加える。

第十一章 国際連携学科に関する特例

(国際連携学科の設置)

第四十三条 短期大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、短期大学に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の短期大学と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

2 短期大学は、国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科の学生定員は、当該短期大学の学生定員の二割（一の短期大学に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの学生定員の合計が当該短期大学の学生定員の二割）を超えない範囲で定めるも

のとする。

(国際連携教育課程の編成)

第四十四条 国際連携学科を設ける短期大学は、第五条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の短期大学（以下「連携外国短期大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国短期大学と連携した教育課程（通信教育に係るものを除く。）（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける短期大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 国際連携学科を設ける短期大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国短期大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(共同開設科目)

第四十五条 国際連携学科を設ける短期大学は、第五条第一項の規定にかかわらず、連携外国短期大学と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携学科を設ける短期大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該短期大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、修業年限が二年の短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては二十三単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては十五単位）を超えない範囲で、当該短期大学又は連携外国短期大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国短期大学において修得した単位数が、第四十七条第一項から第三項までの規定により連携外国短期大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国短期大学において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定）

第四十六条 国際連携学科を設ける短期大学は、学生が連携外国短期大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第四十七条 修業年限が二年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により四十七単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3 前二項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十九条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連

携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携学科に係る専任教員数）

第四十八条 国際連携学科に係る専任教員の数は、第二十二条に定める学科の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第四十九条 第二十七条から第三十条まで並びに第三十二条及び第三十三条の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を設ける短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける短期大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

(専門職大学院設置基準の一部改正)

第四条 専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 雑則(第三十五条)」を

「第九章 国際連携専攻に関する特例(第三十五条―第四十章 雑則(第四十二条))

一条)

に改める。

第十三条第二項中「及び第二十七条第二項」を「、第二十七条第二項及び第三十五条第一項」に改める。

第九章中第三十五条を第四十二条とする。

第九章を第十章とし、第八章の次に次の一章を加える。

第九章 国際連携専攻に関する特例

(国際連携専攻の設置)

第三十五条 専門職大学院(法科大学院を除く。以下この章において同じ。)は、その研究科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、研究科に、文部科学大臣が別に定めるところ

により、外国の専門職大学院に相当する大学院（国際連合大学を含む。以下同じ。）と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を設けることができる。

2 専門職大学院は、研究科に国際連携専攻のみを設けることはできない。

3 国際連携専攻の収容定員は、当該専攻を設ける研究科の収容定員の二割（一の研究科に複数の国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該研究科の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

第三十六条 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、第六条の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育を実施する一以上の外国の専門職大学院に相当する大学院（以下「連携外国専門職大学院」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学院と連携した教育課程（通信教育に係るものを除く。）（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。

2 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国専

門職大学院と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(共同開設科目)

第三十七条 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、第六条の規定にかかわらず、連携外国専門職大学院と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携専攻を設ける専門職大学院が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲（教職大学院にあつては当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の四分の一を超えない範囲）で、当該専門職大学院又は連携外国専門職大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項の規定により連携外国専門職大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職大学院において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第三十八条 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、学生が連携外国専門職大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第三十九条 国際連携教育課程である専門職学位課程の修了の要件は、第十五条に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

3 国際連携教育課程である教職大学院の課程の修了の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十九条

に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける教職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十三単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

4 前項の規定により国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項又は前条の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携専攻に係る専任教員数）

第四十条 第五条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻の教員であつて同項の規定により専攻ごとに置く教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該専攻を置く研究科の他の専攻の教員であつて同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねることができる。

（国際連携専攻に係る施設及び設備）

第四十一条 次条第一項の規定により適用する大学院設置基準第十九条から第二十一条までの規定にかか

わらず、国際連携専攻に係る施設及び設備については、当該専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける専門職大学院が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(医学を履修する課程等に関する経過措置)

2 大学は、この省令による改正後の大学設置基準第五十条第一項の規定にかかわらず、当分の間、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの及び獣医学を履修する課程に係る国際連携学科を設置することができない。

◎大学設置基準等の一部を改正する省令 新旧対照条文

○大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

（傍線部分は改正部分）

>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の二）</p> <p>第二章 教育研究上の基本組織（第三条―第六条）</p> <p>第三章 教員組織（第七条―第十三条）</p> <p>第四章 教員の資格（第十三条の二―第十七条）</p> <p>第五章 収容定員（第十八条）</p> <p>第六章 教育課程（第十九条―第二十六条）</p> <p>第七章 卒業の要件等（第二十七条―第三十三条）</p> <p>第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第三十四条―第四十条の四）</p> <p>第九章 事務組織等（第四十一条・第四十二条）</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例（第四十三条―第四十九条）</p> <p><u>第十一章 国際連携学科に関する特例（第五十条―第五十六条）</u></p> <p><u>第十二章 雑則（第五十七条―第六十条）</u></p> <p>附則</p> <p>（学部以外の基本組織）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の二）</p> <p>第二章 教育研究上の基本組織（第三条―第六条）</p> <p>第三章 教員組織（第七条―第十三条）</p> <p>第四章 教員の資格（第十三条の二―第十七条）</p> <p>第五章 収容定員（第十八条）</p> <p>第六章 教育課程（第十九条―第二十六条）</p> <p>第七章 卒業の要件等（第二十七条―第三十三条）</p> <p>第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第三十四条―第四十条の四）</p> <p>第九章 事務組織等（第四十一条・第四十二条）</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例（第四十三条―第四十九条）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>第十一章 雑則（第五十条―第五十三条）</u></p> <p>附則</p> <p>（学部以外の基本組織）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の</p>

基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。）に準ずるものとする。

3 (略)

(授業科目の担当)

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。

2 (略)

(収容定員)

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2・3 (略)

第十一章 国際連携学科に関する特例

基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において単に「共同学科」という。）に係るものを含む。）に準ずるものとする。

3 (略)

(授業科目の担当)

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条及び第四十六条第一項において「教授等」という。）に担当させるものとする。

2 (略)

(収容定員)

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2・3 (略)

(新設)

(国際連携学科の設置)

第五十条 大学は、その学部 of 教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（第五条の課程を含む。）（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

2 大学は、学部、に国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科の収容定員は、当該学科を設ける学部の収容定員の二割（一の学部に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学部の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第五十一条 国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学と連携した教育課程（通信教育に係るものを除く。）（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(新設)

(新設)

(共同開設科目)

第五十二条 国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、連携外国大学と共同して授業科目を開設することができる。

(新設)

2 国際連携学科を設ける大学が前項の授業科目（以下この項において

「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位を超えない範囲で、当該大学又は連携外国大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学において修得した単位数が、第五十四条第一項及び第二項の規定により連携外国大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第五十三条 国際連携学科を設ける大学は、学生が連携外国大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位（第三十二条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(新設)

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第五十四条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項又は第四項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上（薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる

(新設)

目的とするものを履修する課程にあつては九十三単位以上、獣医学を履修する課程にあつては九十一単位以上）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2| 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により九十四単位以上（同項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位以上を修得することとする。

3| 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携学科に係る専任教員数）

第五十五条 国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第十三条に定める学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（新設）

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第五十六条 第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条から第四十条までの規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備について

（新設）

ては、当該学科を置く学部施設の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2) 前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

第十二章 雑則

第五十七条～第六十条 (略)

第十一章 雑則

第五十条～第五十三条

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 教育研究上の基本組織（第五条―第七条の三）</p> <p>第三章 教員組織（第八条―第九条の二）</p> <p>第四章 収容定員（第十条）</p> <p>第五章 教育課程（第十一条―第十五条）</p> <p>第六章 課程の修了要件等（第十六条―第十八条）</p> <p>第七章 施設及び設備等（第十九条―第二十二条の四）</p> <p>第八章 独立大学院（第二十三条・第二十四条）</p> <p>第九章 通信教育を行う課程を置く大学院（第二十五条―第三十条）</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例（第三十一条―第三十四条）</p> <p>第十一章 国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条）</p> <p>第十二章 雑則（第四十二条―第四十五条）</p> <p>附則</p> <p>（複数の大学が協力して教育研究を行う研究科）</p> <p>第七条の二 大学院には、二以上の大学が協力して教育研究（第三十一条第二項に規定する共同教育課程（次条第二項、第十三条第二項及び第二十三条の二において「共同教育課程」という。）及び第三十六条第一項に規定する国際連携教育課程（第十三条第二項及び第二十三条</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 教育研究上の基本組織（第五条―第七条の三）</p> <p>第三章 教員組織（第八条―第九条の二）</p> <p>第四章 収容定員（第十条）</p> <p>第五章 教育課程（第十一条―第十五条）</p> <p>第六章 課程の修了要件等（第十六条―第十八条）</p> <p>第七章 施設及び設備等（第十九条―第二十二条の四）</p> <p>第八章 独立大学院（第二十三条・第二十四条）</p> <p>第九章 通信教育を行う課程を置く大学院（第二十五条―第三十条）</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例（第三十一条―第三十四条）</p> <p>（新設）</p> <p>第十一章 雑則（第三十五条―第三十八条）</p> <p>附則</p> <p>（複数の大学が協力して教育研究を行う研究科）</p> <p>第七条の二 大学院には、二以上の大学が協力して教育研究（第三十一条第二項に規定する共同教育課程（次条第二項、第十三条第二項及び第二十三条の二において単に「共同教育課程」という。）を編成して行うものを除く。第八条第四項において同じ。）を行う研究科を置く</p>

の二において「国際連携教育課程」という。）を編成して行うものを除く。第八条第四項において同じ。）を行う研究科を置くことができる。

（研究科以外の基本組織）

第七条の三（略）

2 研究科以外の基本組織に係る第九条に規定する教員の配置の基準は、当該研究科以外の基本組織における専攻に相当する組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の専攻に係るこれらの基準（共同教育課程を編成する専攻及び第三十五条第一項に規定する国際連携専攻に係るものを含む。）に準ずるものとする。

3（略）

（収容定員）

第十条（略）

2 前項の場合において、第四十四条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。

3（略）

（研究指導）

第十三条（略）

2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大

ことができる。

（研究科以外の基本組織）

第七条の三（略）

2 研究科以外の基本組織に係る第九条に規定する教員の配置の基準は、当該研究科以外の基本組織における専攻に相当する組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の専攻に係るこれらの基準（共同教育課程を編成する専攻に係るものを含む。）に準ずるものとする。

3（略）

（収容定員）

第十条（略）

2 前項の場合において、第三十七条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。

3（略）

（研究指導）

第十三条（略）

2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし

学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。

（大学設置基準の準用）

第十五条 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とある

、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。

（大学設置基準の準用）

第十五条 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

のは「課程を修了」と読み替えるものとする。

(博士課程の修了要件)

第十七条 (略)

2 第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び第十六条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「五年(五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程(第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。))に二年(二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。))以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。」とあるのは「修士課程における在学期間に三年(第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)を加えた期間」と、「三年(修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。)」とあるのは「三年(第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者にあつては、当該一年以上二年未満の期間を、第十六条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間(二年を限度とする。))を含む。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 第一項及び前項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学

(博士課程の修了要件)

第十七条 (略)

2 第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「五年(五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程(第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。))に二年(二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。))以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。」とあるのは「修士課程における在学期間に三年(第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)を加えた期間」と、「三年(修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。)」とあるのは「三年(第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者にあつては、当該一年以上二年未満の期間を、前条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間(二年を限度とする。))を含む。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 第一項及び前項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学

位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十六條の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に三年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、二年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間）とする。）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第二条第二項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減じた期間とし、第十六条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、三年から当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十六條の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に三年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、二年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間）とする。）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第二条第二項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減じた期間とし、前条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、三年から当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

第二十三条の二 独立大学院は、共同教育課程及び国際連携教育課程のみを編成することはできない。

第十一章 国際連携専攻に関する特例

(国際連携専攻の設置)

第三十五条 大学院は、その研究科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、研究科に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学院（国際連合大学を含む。以下同じ。）と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を設けることができる。

2| 大学院は、研究科に国際連携専攻のみを設けることはできない。

3| 国際連携専攻の収容定員は、当該専攻を設ける研究科の収容定員の二割（一の研究科に複数の国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該研究科の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第三十六条 国際連携専攻を設ける大学院は、第十一条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該大学院の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程（通信教育に係るものを除く。）（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。

2| 国際連携専攻を設ける大学院は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院と文部科学大臣が別に定める事項につ

第二十三条の二 独立大学院は、共同教育課程のみを編成することはできない。

(新設)

(新設)

(新設)

いての協議の場を設けるものとする。

(共同開設科目)

第三十七条 国際連携専攻を設ける大学院は、第十一条第一項の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。

(新設)

2 国際連携専攻を設ける大学院が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、五単位を超えない範囲で、当該大学院又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項及び第二項の規定により連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定等)

第三十八条 国際連携専攻を設ける大学院は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(新設)

2 国際連携専攻を設ける大学院は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第三十九条 国際連携教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六

(新設)

条(第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程にあつては、第十六条及び第十六条の二)に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 国際連携教育課程である博士課程の修了の要件(第十七条第三項本文に規定する場合を除く。)は、第十七条(第三項を除く。)に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3 前二項の規定により国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において読み替えて準用する大学設置基準第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条において準用する同省令第三十条第一項又は前条第一項の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(国際連携専攻に係る専任教員数)

第四十条 国際連携専攻を置く研究科に係る専任教員の数のうち一人(

(新設)

一の研究科に複数の国際連携専攻を置く場合には、一の国際連携専攻ごとに一人)を大学設置基準第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。

2 第九条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻の教員であつて同項の規定により専攻ごとに置く教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該専攻を置く研究科の他の専攻の教員であつて同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねることができる。

(国際連携専攻に係る施設及び設備)

第四十一条 第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、国際連携専攻に係る施設及び設備については、当該専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける大学院が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

第十二章 雑則

(事務組織)

第四十二条～第四十五条 (略)

(新設)

第十一章 雑則

(事務組織)

第三十五条～第三十八条 (略)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の二）</p> <p>第二章 学科（第三条）</p> <p>第三章 学生定員（第四条）</p> <p>第四章 教育課程（第五条―第十二条）</p> <p>第五章 卒業の要件等（第十三条―第十九条）</p> <p>第六章 教員組織（第二十条―第二十二条）</p> <p>第七章 教員の資格（第二十二條の二―第二十六条）</p> <p>第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第二十七条―第三十三条の四）</p> <p>第九章 事務組織等（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例（第三十六条―第四十二条）</p> <p>第十一章 <u>国際連携学科に関する特例（第四十三条―第四十九条）</u></p> <p>第十二章 <u>雑則（第五十条―第五十二条）</u></p> <p>附則</p> <p>（学生定員）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 前項の場合において、第十二条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る学生定員を、<u>第五十条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る学生定員を、それぞれ明示す</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の二）</p> <p>第二章 学科（第三条）</p> <p>第三章 学生定員（第四条）</p> <p>第四章 教育課程（第五条―第十二条）</p> <p>第五章 卒業の要件等（第十三条―第十九条）</p> <p>第六章 教員組織（第二十条―第二十二条）</p> <p>第七章 教員の資格（第二十二條の二―第二十六条）</p> <p>第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第二十七条―第三十三条の四）</p> <p>第九章 事務組織等（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例（第三十六条―第四十二条）</p> <p>（新設）</p> <p>第十一章 <u>雑則（第四十三条―第四十五条）</u></p> <p>附則</p> <p>（学生定員）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 前項の場合において、第十二条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る学生定員を、<u>第四十三条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る学生定員を、それぞれ明示</u></p>

るものとする。

3・4 (略)

(授業科目の担当)

第二十条の二 短期大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第二十二条、第三十九条第一項及び第四十八条において「教授等」という。）に担当させるものとする。

2 (略)

第十一章 国際連携学科に関する特例

(国際連携学科の設置)

第四十三条 短期大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、短期大学に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の短期大学と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

2 短期大学は、国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科の学生定員は、当該短期大学の学生定員の二割（一の短期大学に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの学生定員の合計が当該短期大学の学生定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第四十四条 国際連携学科を設ける短期大学は、第五条第一項の規定に

するものとする。

3・4 (略)

(授業科目の担当)

第二十条の二 短期大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第二十二条及び第三十九条第一項において「教授等」という。）に担当させるものとする。

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

かわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の短期大学（以下「連携外国短期大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国短期大学と連携した教育課程（通信教育に係るものを除く。）（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける短期大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 国際連携学科を設ける短期大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国短期大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（共同開設科目）

第四十五条 国際連携学科を設ける短期大学は、第五条第一項の規定にかかわらず、連携外国短期大学と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携学科を設ける短期大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該短期大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、修業年限が二年の短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては二十三単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては十五単位）を超えない範囲で、当該短期大学又は連携外国短期大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国短期大学において修得した単位数が、第四十七条第一項から第三項までの規定により連携外国短期大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外

（新設）

国短期大学において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第四十六条 国際連携学科を設ける短期大学は、学生が連携外国短期大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(新設)

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第四十七条 修業年限が二年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

(新設)

2 修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により四十七単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3 前二項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十九条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目

の履修により十単位以上を修得することとする。

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携学科に係る専任教員数）

第四十八条 国際連携学科に係る専任教員の数は、第二十二条に定める学科の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第四十九条 第二十七条から第三十条まで並びに第三十二条及び第三十条の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を設ける短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける短期大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

第十二章 雑則

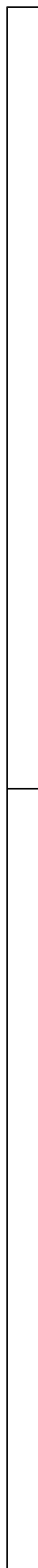
第五十条～第五十二条 （略）

（新設）

（新設）

第十一章 雑則

第四十三条～第四十五条 （略）



改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 教員組織（第四条・第五条）</p> <p>第三章 教育課程（第六条―第十一条）</p> <p>第四章 課程の修了要件等（第十二条―第十六条）</p> <p>第五章 施設及び設備等（第十七条）</p> <p>第六章 法科大学院（第十八条―第二十五条）</p> <p>第七章 教職大学院（第二十六条―第三十一条）</p> <p>第八章 共同教育課程に関する特例（第三十二条―第三十四条）</p> <p>第九章 国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条）</p> <p>第十章 雑則（第四十二条）</p> <p>附則</p> <p>（他の大学院における授業科目の履修等）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 教員組織（第四条・第五条）</p> <p>第三章 教育課程（第六条―第十一条）</p> <p>第四章 課程の修了要件等（第十二条―第十六条）</p> <p>第五章 施設及び設備等（第十七条）</p> <p>第六章 法科大学院（第十八条―第二十五条）</p> <p>第七章 教職大学院（第二十六条―第三十一条）</p> <p>第八章 共同教育課程に関する特例（第三十二条―第三十四条）</p> <p>第九章 雑則（第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（他の大学院における授業科目の履修等）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う</p>

に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第二十一条第二項、第二十七条第二項及び第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

第九章 国際連携専攻に関する特例

（国際連携専攻の設置）

第三十五条 専門職大学院（法科大学院を除く。以下この章において同じ。）は、その研究科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、研究科に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職大学院に相当する大学院（国際連合大学を含む。以下同じ。）と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を設けることができる。

2 専門職大学院は、研究科に国際連携専攻のみを設けることはできない。

3 国際連携専攻の収容定員は、当該専攻を設ける研究科の収容定員の二割（一の研究科に複数の国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該研究科の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

第三十六条 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、第六条の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育を実施する一以上の外国の専門職大学院に相当する大学院（以下「連携外国専門職大学院」

特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第二十一条第二項及び第二十七条第二項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

という。)が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学院と連携した教育課程(通信教育に係るものを除く。)(以下「国際連携教育課程」という。)を編成することができる。

2 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国専門職大学院と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(共同開設科目)

第三十七条 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、第六条の規定にかかわらず、連携外国専門職大学院と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携専攻を設ける専門職大学院が前項の授業科目(以下この項において「共同開設科目」という。)を開設した場合、当該専門職大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲(教職大学院にあつては当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の四分の一を超えない範囲)で、当該専門職大学院又は連携外国専門職大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項の規定により連携外国専門職大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職大学院において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第三十八条 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、学生が連携外国専

(新設)

(新設)

門職大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第三十九条 国際連携教育課程である専門職学位課程の修了の要件は、第十五条に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

3 国際連携教育課程である教職大学院の課程の修了の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十九条に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける教職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十三単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

4 前項の規定により国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条第一項（同条第二項におい

(新設)

て準用する場合を含む。）、第二十八条第一項又は前条の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(国際連携専攻に係る専任教員数)

第四十条 第五条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻の教員であつて同項の規定により専攻ごとに置く教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該専攻を置く研究科の他の専攻の教員であつて同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねることができる。

(国際連携専攻に係る施設及び設備)

第四十一条 次条第一項の規定により適用する大学院設置基準第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、国際連携専攻に係る施設及び設備については、当該専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける専門職大学院が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

第十章 雑則

第四十二条 (略)

(新設)

(新設)

第九章 雑則

第三十五条 (略)

○文部科学省告示第百六十三号

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第五条第一項の規定に基づき、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十三号）を次のように改正する。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣 下村 博文

第一条第六項中「又は第二項」を「、第二項」に改め、「される専任教員の数」の下に「又は前項の規定による国際連携専攻に係る専任教員の数」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 国際連携専攻に係る専任教員の数は、第一項の規定により置くものとされる専任教員の数に、一の国際連携専攻ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）</p> <p>第一条 1～5（略）</p> <p>6 国際連携専攻に係る専任教員の数は、第一項の規定により置くものとされる専任教員の数に、一の国際連携専攻ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。</p> <p>7 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされている専任教員の数、第二項及び第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数又は前項の規定による国際連携専攻に係る専任教員の数を合計した数の半数以上は、原則として教授でなければならない。</p>	<p>（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）</p> <p>第一条 1～5（略）</p> <p>（新設）</p> <p>6 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされている専任教員の数又は第二項及び第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数を合計した数の半数以上は、原則として教授でなければならない。</p>

○文部科学省告示第百六十四号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項の規定に基づき、大学が国際連携学科を設ける場合について次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣 下村 博文

大学設置基準第五十条第一項の規定に基づき、大学が国際連携学科を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 連携外国大学について、外国の学校教育制度において適切に位置付けられていること。
- 二 連携外国大学が置かれる外国において、連携して教育課程を編成する大学が連名で学位を授与することが認められていること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百六十五号

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条第一項の規定に基づき、大学院が国際連携専攻を設ける場合について次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣 下村 博文

大学院設置基準第三十五条第一項の規定に基づき、大学院が国際連携専攻を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 連携外国大学院について、外国の学校教育制度において適切に位置付けられていること。
- 二 連携外国大学院が置かれる外国において、連携して教育課程を編成する大学院が連名で学位を授与することが認められていること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百六十六号

短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項の規定に基づき、短期大学が国際連携学科を設ける場合について次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣 下村 博文

短期大学設置基準第四十三条第一項の規定に基づき、短期大学が国際連携学科を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 連携外国短期大学について、外国の政府又はそれに準じる機関に認証された正規の短期大学であること。

二 連携外国短期大学が置かれる外国において、連携して教育課程を編成する短期大学が連名で学位を授与することが認められていること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百六十七号

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条第一項の規定に基づき、専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合について次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣 下村 博文

専門職大学院設置基準第三十五条第一項の規定に基づき、専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 連携外国専門職大学院について、外国の学校教育制度において適切に位置付けられていること。
- 二 連携外国専門職大学院が置かれる外国において、連携して教育課程を編成する専門職大学院に相当する大学院が連名で学位を授与することが認められていること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百六十八号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十一条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件を次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣 下村 博文

国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件

大学設置基準第五十一条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 教育組織の編成に関する事項
- 三 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- 四 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- 五 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- 六 教育研究活動等の状況の評価に関する事項

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百六十九号

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十六条第二項の規定に基づき、国際連携専攻を設ける大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学院と協議する事項について定める件を次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣 下村 博文

国際連携専攻を設ける大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学院と協議する事項について定める件

大学院設置基準第三十六条第二項の規定に基づき、国際連携専攻を設ける大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学院と協議する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 教育組織の編成に関する事項
- 三 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- 四 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- 五 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- 六 教育研究活動等の状況の評価に関する事項

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第七十号

短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十四条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項について定める件を次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣 下村 博文

国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項について定める件

短期大学設置基準第四十四条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 教育組織の編成に関する事項
- 三 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- 四 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- 五 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- 六 教育研究活動等の状況の評価に関する事項

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第七十一号

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十六条第二項の規定に基づき、国際連携専攻を設ける専門職大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学院と協議する事項について定める件を次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣 下村 博文

国際連携専攻を設ける専門職大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学院と協議する事項について定める件

専門職大学院設置基準第三十六条第二項の規定に基づき、国際連携専攻を設ける専門職大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学院と協議する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 教育組織の編成に関する事項
- 三 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- 四 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- 五 学生の奨学及び厚生補導に関する事項

六 教育研究活動等の状況の評価に関する事項

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百七十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第四項及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第二項の規定に基づき、学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣 下村 博文

学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示
附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第一条第一項の規定は、当分の間、大学設置基準第五十条に規定する国際連携学科、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条に規定する国際連携専攻、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条に規定する国際連携学科及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条に規定する国際連携専攻の設置等については、適用しない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 この告示は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>2 第一条第一項の規定は、当分の間、大学設置基準第五十条に規定する国際連携学科、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条に規定する国際連携専攻、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条に規定する国際連携学科及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条に規定する国際連携専攻の設置等については、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>（新設）</p>